

# 水痘（水ぼうそう）と高齢者肺炎球菌の 予防接種が定期接種になります

健康福祉課健康係 【☎ 028(677)6042】

10月1日から、水痘と高齢者肺炎球菌の予防接種が国により定期接種化されます。対象年齢の人は無料で接種できますので、芳賀郡市内の医療機関に予約し接種してください。なお、対象者には9月に案内を郵送しています。対象年齢で通知が届いていない人は、健康係までご連絡ください。

## 水痘の予防接種

水痘は感染力の強い病気で、保育園や幼稚園では毎年流行が見られます。発疹、発熱を主症状とし、通常38℃前後の熱が2～3日間続きます。また、妊婦が感染すると、赤ちゃんが先天性水痘症候群などの病気にかかることがあります。

対象年齢	接種回数
1歳・2歳	3カ月以上の間隔をおいて2回 ※標準的な接種年齢 初回接種：1歳0カ月～1歳3カ月の間に1回 追加接種：1回目終了から6カ月～12カ月の間に1回 (追加接種時の年齢が3歳以上になってしまう場合は任意接種となります)
3歳・4歳	1回（3歳・4歳の定期接種は平成27年3月31日までの期間限定です）

※接種回数には、今までに接種済みの回数を含めます。

※水痘にかかったことのある人は、既に免疫ができていますので予防接種は必要ありません。

町では平成25年度より水痘の任意接種について、1歳以上の未就学児に対し、7,000円を上限に助成していましたが、10月1日からは、対象者を「5歳以上の未就学児で、1回も接種をしたことがない人」に変更します。なお、この助成制度は平成27年3月31日で終了する予定です。

## 高齢者肺炎球菌の予防接種

肺炎は日本人の死因の第3位で、その中でも高齢者の死亡率は高くなっています。肺炎球菌の予防接種には肺炎の発病や重症化を防止する効果があります。なお、この予防接種は義務ではありませんので、希望する人のみ受けてください。また、5年以内の再接種は、副反応が強く出るとの報告がありますので避けてください。

平成26年度の 対象年齢	今年度に以下の年齢に達する人で、肺炎球菌の予防接種を受けたことがない人 65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上
接種回数	1回
接種期間	平成27年3月31日まで

※60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重度の障害を有する人も定期接種の対象です。

※65歳以上で定期接種対象外の人については、7,000円を上限に助成を行っています。事前に町への申請が必要ですので、健康係窓口までお越しください。

# 軽自動車税の税率が変わります

税務課資産税係 【☎ 028(677)6078】

平成26年度税制改正により、平成27年度から軽自動車の税率（年税額）が次のとおり変更になります。軽自動車の種類によって変更内容が異なりますので、ご注意ください。なお、課税の基準日は毎年4月1日で、納入期限は5月末日です。

## ○ 原動機付自転車・軽自動車（二輪・その他）・二輪小型自動車・小型特殊自動車

種別区分		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	総排気量50cc以下のもの 定格出力0.6kw以下のもの	1,000円	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下のもの 定格出力0.6kw超0.8kw以下のもの	1,200円	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下のもの 定格出力0.8kw超のもの	1,600円	2,400円
	三輪以上のもので、総排気量20cc超 または、定格出力0.25kw超のもの	2,500円	3,700円
軽自動車 (二輪・その他)	二輪のバイク 総排気量125cc超250cc以下のもの	2,400円	3,600円
	その他のもの（ポートトレーラー等）	2,400円	3,600円
二輪小型自動車	総排気量250cc超のもの	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	二輪農耕作業用	1,600円	2,400円
	四輪農耕作業用（1,000cc以下）	2,400円	
	四輪農耕作業用（1,000cc超）	3,100円	5,900円
	その他のもの（フォークリフト等）	4,700円	

## ○ 三輪・四輪以上の軽自動車

平成27年度				平成27年3月31日以前に新規登録した車両【変更なし】	平成27年4月1日に新規登録した車両【新税率】
種別区分		三輪の軽自動車		3,100円	3,900円
四輪以上の 軽自動車	乗用	自家用	7,200円	10,800円	
		営業用	5,500円	6,900円	
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	

※新規登録した月とは、車検証の「初度検査年月」を指します。

## Q&A

**Q1** 私は、平成25年3月1日に4輪乗用自家用の軽自動車を新車で購入しました。車検証の初度検査年月には「平成25年3月」と書いてあります。平成27年度からの軽自動車税はいくらになりますか？

**A** 平成27年3月31日以前に、新規登録した軽自動車に該当するため、平成27年度からの軽自動車税は、これまでどおりの7,200円（年額）になります。

**Q2** 私は、平成25年3月1日に中古の4輪乗用自家用の軽自動車を購入しました。車検証の初度検査年月には「平成10年7月」と書いてあります。平成27年度からの軽自動車税はいくらになりますか？

**A** 平成27年3月31日以前に、新規登録した軽自動車に該当するため、平成27年度については7,200円（年額）です。

**農耕作業車を取得した人・所有している人でナンバーの交付を受けていない人は、必ず**ナンバーの交付を受けてください。車両を使用していなくても、使用できる状態のものは課税されます。

農耕作業車のナンバー交付は、役場税務課窓口で受けられます。